



ヒアリング資料の説明をする荻津和良理事



発行所
社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
(中央障害者社会参加推進センター)
発行人 阿部 かつ彦
東京都豊島区目白3丁目4の3
ディアダックビル4階
TEL 03-3565-3399(代)
FAX 03-3565-3349
http://www.nissinren.or.jp
Japanese Federation of
Organizations of the
Disabled Persons (JFOD)
年間購読料 正会員1部 300円
非会員1部 1000円

障害者差別解消法改正 基本方針改定にむけ団体ヒアリング 障害者政策委員会

現在、内閣府・障害者政策委員会で、今年5月に成立した障害者差別解消法一部改正法の施行に向けて、基本方針の改定をすすめており、改定に向けた論点整理のために、障害関係団体からヒアリングを行いました。

団体ヒアリングは、9月13日と27日の2回に分けて行われ、のべ28団体が参加しました。

日身連からは、13日に荻津和良理事(日身連組織体制強化及び障害者施策等に関する検討委員会委員長)が出席し意見を述べました。日身連は、ヒアリングに先立ち各加盟団体を通じて、基本方針の改正点や参考となる事例について、事前調査を行い、施策等検討委員会において取りまとめた内容をもとに意見を述べました。なお、日身連の意見の主な内容は以下のとおり

です。
障害者政策委員会は、団体ヒアリングで出された意見をもとに論点整理を行います、令和4(2022)年度の夏頃までに基本方針改定に向けた議論の取りまとめを進める予定です。

ヒアリング項目に対する日身連の意見(抜粋)

- 行政機関や事業者が、不当な差別的取扱いに正当な理由があると判断した場合や、合理的配慮の提供に過度な負担があると判断した場合の対応について、現基本方針では「理解を得よう努めることが望ましい」とされているが、これを「理解を得なければならぬ」、「理解を得よう努めること」に文言を修正。
- 建設的対話について、事業者の方と一緒に代替え案を含めて検討するなどの対話のあり方が大事なことから、事例などを示し再確認できるようにしてもらいたい。
- 相談体制の整備については、身近な地域で公平性を担保できる第三者的機関としての調整機関等の枠組みを作ることが必要。
- 啓発活動・障害者差別解消支援地域協議会の課題等については、障害者団体が率先して啓発活動を進めることが必要。市町村の地域協議会については、各種団体等の機関だけではなく、直接障害者と接する事業を営む者を構成メンバーに入れるなどの仕組みを検討。
- 地方公共団体における対応要領の作成を、現行の努力義務から義務へ。
- 市町村レベルでの条例制定の促進も重要であり、効果のある条例は国でも取り入れること。
- 障害者差別解消法(改正法が今年4月に成立)の施行日(公布日から3年を超えない日)については、3年を待たずに一日も早い施行を。

▼障害者政策委員会のサイト(内閣府)
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_jinkai/index.html

